

社会福祉法人 三和福祉会 浜田ハピネス認定こども園 運営規程

（施設の名称等）

第 1 条 社会福祉法人三和福祉会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１）名 称 浜田ハピネス認定こども園
- （２）所在地 沖縄県島尻郡与那原町字与那原 1 7 7 5 番地

（施設の目的）

第 2 条 浜田ハピネス認定こども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運

営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（理念及び目標並びに運営の方針）

第 3 条 当園は一人ひとりが持っている感性や可能性を引き出しながら助長する「個性輝く、幸せ一番」を基本理念とし、目標を次のとおり定める。

- （１）思いやりがあり、仲良くできる子ども
- （２）社会生活のルールを守り、自分で考えて行動できる子ども
- （３）話をしっかり聞き、自分の考えや意見が言える子ども
- （４）最後までやり遂げる、意欲と喜びをもてる子ども
- （５）たくましい身体と心が育つ子ども
- （６）郷土を愛し、異文化にも興味関心をもつ子ども
- （７）自分の感性や好奇心を広げ、豊かな創造力をもつ子ども

2 運営方針は、第 1 項の理念及び目標を達成するために次のとおりとする。

- （１）当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- （２）当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、沖縄県、与那原町、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- （３）当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（提供する特定教育・保育の内容）

第 4 条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

（保護者に対する子育て支援の内容）

第 5 条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 6 条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）園長 1 人

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）副園長 2 人

副園長は、園長の命を受け園の事務を取り扱うとともに園長を補佐し園長不在の時はその職務を代行する。

（3）主幹教諭 2 人以上

主幹教諭は、園長の命を受けて園務の一部を整理し、並びに児童の教育、又は幼児の保育を司り、保育士その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

（4）教諭 3 人以上

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

（5）保育士 12 人以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（6）保育補助者 1 人以上（常勤 1 人以上）

保育補助者（保育支援員含む。）は、保育士の職務を助ける。

（7）事務職員 1 人（常勤 1 人）

事務職員は、当園の事務を行う。

- (8) 調理員 2人以上(常勤2人以上)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

- (9) 環境整備員 1人(常勤または非常勤1人)

環境整備員は、当園の保育環境における安全点検、整備及び清掃等の業務を行う。

(学期)

第7条 本園における教育・保育は、年間を通じて実施するものとし、学期の区分は設けない。

2 教育・保育の実施日および休業日については、別に定める年間計画によるものとする。

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

- ① 土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日(振替休日含む。)
- ③ 年末年始休日(12月29日～31日、1月1日～3日)
- ④ 慰霊の日(6月23日)
- ⑤ 与那原町長の承認を得て法人が定めた日

- (2) 保育認定子どもに係る休業日

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日(振替休日含む。)
- ② 年末年始休日(12月29日～31日、1月1日～3日)
- ③ 慰 霊 の 日(6月23日)
- ④ 与那原町長の承認を得て法人が定めた日

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、台風等の非常災害その他急迫の事情があるときは、園長の判断により、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時15分から午後18時15分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時から午後17時の範囲

内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前8時から午後2時とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時15分から午後19時15分とする。

(2) 土曜日 午前7時15分から午後18時15分とする。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第10条 当園は、与那原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、与那原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表1に掲げる実費を徴収する。

3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。

4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学 年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	5人	5人	5人	15人
2号・3号	9人	12人	15人	18人	18人	8人	80人
合 計	9人	12人	15人	23人	23人	13人	95人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

(1) 抽選により決定する方法

(2) 申込みを受けた順序により決定する方法

(3) 当園の教育理念に基づき決定する方法

- (4) 園長があらかじめ定めて保護者に明示した公正な方法により決定する方法
- 3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、与那原町が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

- 第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。
- 2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 当該利用子どもに係る支給認定を行った市町村が、当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。
- 2 当園は、緊急時の内容・対応等の記録を作成し、原因の究明及び再発防止に努めるものとする。
- 3 利用子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

- 第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。
- 2 前条における虐待とは、児童虐待の防止等に関する法律および関係法令並びに当該市町村が定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に規定する行為をいう。

3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者その他当該利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに児童虐待の防止等に関する法律に基づき、当該子どもに係る支給認定を行った市町村、福祉事務所又は児童相談所その他関係機関に通告するものとする。

（秘密の保持）

- 第17条 保育園は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。
- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。
- 3 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（苦情解決）

- 第18条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合当園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。
- 2 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 3 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 4 当園は、与那原町からの求めがあった場合は、与那原町が行う調査に協力するとともに、与那原町から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 当園は、与那原町からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

（記録の整備）

- 第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。
- （1）特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - （2）特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
 - （3）与那原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する与那原町への通知に係る記録
 - （4）苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(保護者との連絡)

第20条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園の運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第21条 入園児には、入園時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施し、記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。なお、乳児担当保育士にあっても、毎月検便を実施するものとする。

3 入園児の疾病・傷病等で急を要するときは、速やかに医療機関に搬送し、必要な処置を受けさせるとともに、その旨を保護者に連絡しなければならない。

また、当該傷病が骨折その他これに準ずる重大な事故に該当する場合は、関係法令等に基づき、当該園児に係る支給認定を行った市町村（必要に応じて関係機関を含む）へ速やかに報告するものとする。

(衛生管理)

第22条 園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年1回の大掃除を行うものとする。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努めるものとする。

(相互信頼関係の構築)

第23条 児童が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(地域との交流)

第24条 園長は、常に地域との交流に努め、保育園に対する理解と協力を得ることにより、入園児が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(利用者負担額等)

第25条

1 支給認定を受けた子どもの保護者は、子ども・子育て支援法に基づき、当該子どもに係る支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

2 前項の利用者負担額は、当園が保護者から徴収し、当該市町村へ納付するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担については、別に定めるところによる。

(改正)

第26条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人 三和福社会 理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
1号認定子どもに係る 給食費	食事の提供に要する費用を徴収 ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子がいる世帯は副食費を免除します。	主食費 1,200円 副食費 3,600円
2号認定子どもに係る 給食費	食事の提供に要する費用を徴収 ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子がいる世帯は副食費を免除します。	主食費 1,500円 副食費 4,500円
クラス費	行事等において園児へ提供する景品等の購入費や園外活動における施設入場料、体験活動に係る費用。 その他、教育・保育の質の向上および体験機会の充実に必要と認められる経費。	徴収額、徴収方法および使途の内容については、あらかじめ保護者に説明し、同意を得るものとする。
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみ（制作活動に使用するため）、3歳児以上クラスで使用する教材プリント等の購入費用。	

別表 2

項 目	金 額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	300円／日 3,000円／月

別表 3

項 目	金 額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	
① 1日（月～金曜日）午後2時から午後6時15分までの場合	450円/日
② 土曜日の利用額 午前8時から午後2時までの場合	450円/日
午前8時から午後6時15分までの場合	700円/日